

課税上の優遇措置(法第32条の4、租税特別措置法第41条の18)

政治資金は、個人献金と党費によりまかなわれることが本来の姿であり、その実現に向けて、個人献金を奨励するため、個人献金のうち一定の要件に該当するものについて、所得税の課税上一定の優遇措置(寄附金控除・政党等寄附金特別控除)が設けられています。

(1) 要件

- ① 課税上の優遇措置は、平成7年1月1日から令和11年12月31日までにされた個人の政治活動に関する寄附について適用されます。
- ② 個人が次に掲げる者に対してする寄附が対象となります。
 - ア 政党、政治資金団体
 - イ 政治上の主義若しくは施策の推進・支持・反対を本来の目的とする政治団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの※ なお、政治団体設立届の提出時に当該国会議員の氏名を記載した書面を提出しておくことが必要です。
 - ウ 国会議員、県議会議員、県知事、名古屋市議会議員又は名古屋市長の職にある者又はその候補者若しくは候補者になろうとする者の推薦・支持を本来の目的とする政治団体※ なお、現職でない者に係る後援団体にあっては、立候補した年とその前年にされた寄附に限られ、候補者となろうとする者が何らかの事情で立候補しなかった場合には対象となりません。
また、政治団体設立届の提出時に被推薦書(国会議員関係政治団体のうち2号団体(2ページ参照))にあっては、国会議員関係政治団体に該当する旨の通知)を提出しておくことが必要です。
 - エ 国会議員、県議会議員、県知事、名古屋市議会議員又は名古屋市長の選挙における公職の候補者に対してする選挙運動に関する寄附
- ③ 個人から公職の候補者等又は政治団体に対する寄附の明細について、公職選挙法第189条の規定に基づく選挙運動費用収支報告書又は政治資金規正法第12条若しくは第17条の規定に基づく収支報告書により報告されていなければなりません。
- ④ 上記の要件に該当するものであっても、政治資金規正法の規定に違反するもの及び寄附者に特別の利益が及ぶと認められるものは対象となりません。どのようなケースがこれに該当するかは個々具体的な事例について税務署が判断することになりますが、例えば、議員が自己の後援会に寄附をする場合や議員がお互いに相手方の後援会に寄附をしあう場合などは、課税上の優遇措置の適用はありません。
- ⑤ 特定寄附は、②の要件に合致せず、特定公職の候補者個人に対するものでありますので、課税上の優遇措置の適用はありません。
- ⑥ 公職の候補者が、政党の支部で選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、その代表者が当該公職の候補者であるものに対して政治活動に関する寄附をする場合においては、課税上の優遇措置の適用はありません。

(2) 寄附金控除又は政党等寄附金特別控除の計算

① 寄附金控除(所得控除)

その年中にした特定寄附金の額の合計額(その人の総所得、退職所得及び山林所得の合計額の 40%相当額を限度とする。)から 2,000 円を控除した額(寄附金控除額)が所得税の計算の際に所得から控除されます。

② 政党等寄附金特別控除(税額控除)

政党又は政治資金団体に対する個人献金については、控除率 30%の税額控除制度が設けられており、①の所得控除制度との選択制とされています。

税額控除は、その年中にした政党又は政治資金団体に対する寄附金の額(特定寄附金との合計額が 2,000 円を超えることを要し、かつ、所得金額の 40%相当額を限度とする。)の合計額から 2,000 円を控除した額の 30%に相当する額(所得税額の 25%相当額を限度とする。)が所得税額から控除されます。

(3) 寄附金(税額)控除の手続の流れ

《個人》

- ・政治活動に関する寄附

《政治団体・公職の候補者》

- ・寄附の收受
- ・会計帳簿に記載
- ・収支報告書に寄附の内訳として記載
- ・寄附金(税額)控除のための書類の作成
- ・収支報告書の提出(寄附金(税額)控除のための書類を添付)

《県選管又は総務大臣》

- ・受付、審査
- ・受理・寄附の確認
- ・寄附金(税額)控除のための書類に確認印を押して返還

《政治団体・公職の候補者》

- ・寄附金(税額)控除のための書類の受領
- ・当該書類を寄附者に交付

《個人》

- ・寄附金(税額)控除のための書類の受領
- ・確定申告

- ① 寄附者が課税上の優遇措置の適用を受けるためには、確定申告をしなければなりません。その際、県選管が確認済みの「寄附金(税額)控除のための書類」を提出する必要があります。

ア 確定申告と同時に当該書類を提出する方法

⇒ 一般的な方法です。

イ いったん確定申告し、後から当該書類を提出する場合

⇒ 寄附金(税額)控除を受ける旨の確定申告を行った後、当該書類の交付を受け、速やかに税務署に提出します。

ウ 現職でない者に係る後援団体に対する寄附のうち、立候補の前年分についての特例

a 更正請求による場合

⇒ 要件を充たした時点で当該書類の交付を受け、これを添えて更正請求を行います。更正請求のできる期間は確定申告の期限から 1 年間に限られています。

b 期限後の確定申告による場合

⇒ a と同様に当該書類の交付を受け、これを添えて確定申告を行います。期間は確定申告の期限から 5 年間です。

② なお、確定申告の期限は、おおよそ 3 月 15 日ですので、その期限に間に合うように収支報告書及び寄附金(税額)控除のための書類をなるべく早く県選管へ提出することが望されます。